



請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	1月		2月	
請求書提出締切日	2月10日(金)		3月10日(金)	
増減点等通知書等送付予定日	3月6日(月)	3月5日(日)*	4月4日(火)	4月5日(水)*
支払通知書等送付予定日	3月13日(月)	3月15日(水)*	4月13日(木)	4月15日(土)*
診療報酬等支払日	3月20日(月)		4月20日(木)	

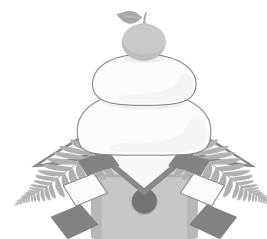
*オンライン請求システムからダウンロードが可能となる日

【出産育児一時金等関係】

分娩月	1月		2月	2月		3月
区分	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)
請求書提出締切日	2月10日(金)		2月24日(金)	3月10日(金)		3月24日(金)
支払通知書送付予定日	2月20日(月)	3月13日(月)		3月22日(水)	4月13日(木)	
出産育児一時金等支払日	3月9日(木)	3月20日(月)		4月7日(金)	4月20日(木)	

【特定健診等関係】

健診月	1月		2月	
請求方法	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	2月6日(月)	2月10日(金)	3月6日(月)	3月10日(金)
返戻及び支払通知書送付予定日	3月15日(水)		4月13日(木)	
特定健診等支払日	3月28日(火)		4月28日(金)	



診療報酬等請求上の留意点

医科

ドネペジル塩酸塩製剤の保険適用に係る留意事項について

当該製剤をレビー小体型認知症における認知症症状の進行抑制に用いる場合は、投与が適切と判断した理由、投与継続の検討を行った年月日等を診療報酬明細書の摘要欄に記載することとなっております。

*詳細については、厚生労働省保険局からの留意事項通知(令和4年11月29日付け保医発1129第1号)をご参照ください。



審査委員会からの連絡事項

歯科

健康診断後の受診について

健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が特に治療の必要性を認め治療を開始した場合は、初診料は算定できません。

また、健診結果に基づき同日に保険診療を行った場合、再診料の算定は行わない取扱いとなっております。

なお、健診結果に基づき保険診療を開始される場合は、摘要欄等に「健診日」の記載をお願いいたします。

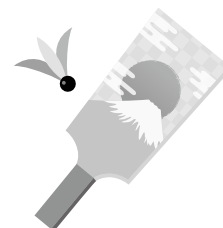
お願い

紙レセプトにおける再請求について

審査決定後（減点がある場合）、過誤返戻となったレセプトを紙で再請求する際、点数の変更が生じた場合に、変更後の点数を決定点数欄に記入されるケースが散見されます。

厚生労働大臣の定める様式において決定点数欄は「記入しないこと」となっておりますので、変更後の点数は請求点数欄に記入し、決定点数欄には記入しないようお願いいたします。

なお、決定点数欄については、再請求時の点数変更の有無に関わらず、記載されている点数を削除していただきますよう併せてお願いいたします。



<記入例>

【誤】

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円
		2,700	2,600 2,500	
	公費①			
	公費②			

【正】 点数に変更がある場合は変更後の点数を請求点数欄にご記入ください。

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金 円
		2,600 2,700	2,500	
	公費①			
	公費②			

後期高齢者医療における特記事項の記載について

令和4年10月診療分から後期高齢者医療における特記事項の所得に応じた記載について、次のとおり変更となりましたのでご注意ください。

「29区エ」 → 給付割合8割：「41区カ」、9割：「42区キ」

なお、令和4年9月診療分以前のレセプトについては、従来の「29区エ」をご記載ください。

後期高齢者の窓口負担2割化に伴う配慮措置について

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来受診の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までに抑えられます。

なお、当該配慮措置は、高額療養費として支給されるため、**1円単位での計算**となります。ただし、通常の窓口負担の上限額である18,000円に達した場合はそれ以上の負担はありません。

また、**公費負担医療、特定疾病療養（マル長）及び県単・地単公費に対する部分は、当該配慮措置の対象外となります**ので請求の際はご注意ください。

おって、本会ホームページに請求記載例を掲載しておりますのでご参照ください。

公費28（検査）にかかる請求の取扱いについて

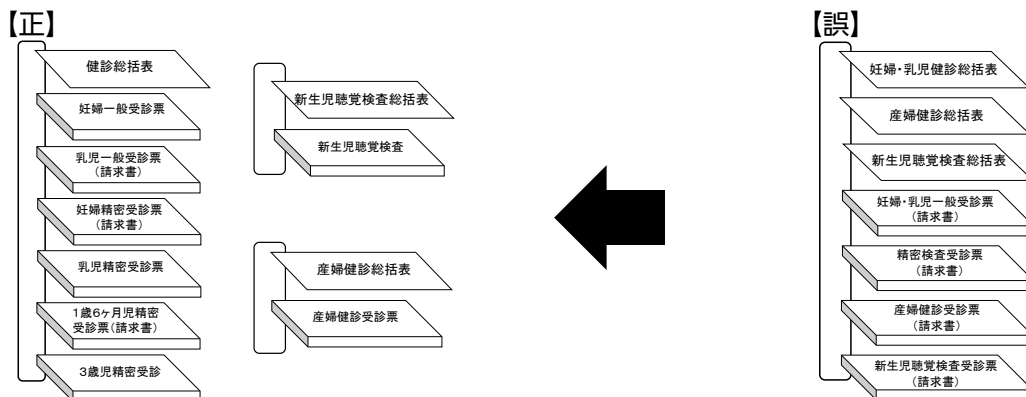
「通常の診療分」と「新型コロナ検査時の診療分」について、2種類の診療報酬明細書に分けての請求が散見されます。

D P C対象医療機関及び特定機能病院（D P C対象病院を除く）の入院分に限っては、「通常の診療分」と「新型コロナ検査時の診療分」について、2種類の診療報酬明細書に分けて請求することができますが、当該医療機関以外の診療、外来レセプト（当該医療機関含む）及び調剤レセプト等においては2種類の診療報酬明細書に分けて請求することはできませんのでご注意ください。

※詳細については、厚生労働省保険局からの事務連絡（令和2年5月22日・令和2年7月22日・令和2年9月29日・令和2年11月11日・令和3年5月12日一部改正【「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その18・その25・その28・その30・その47）」、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における診療報酬の請求等に関する取扱い及び留意点について】）をご参照ください。

健診等請求時の編綴方法についてのお願い

妊婦乳児健診、産婦健診及び新生児聴覚検査はそれぞれ編綴の上ご請求ください。



※詳細については、診療報酬等請求の手引きをご参照ください。

お知らせ

市町村単独医療費助成事業について

令和5年4月診療分から江津市及び奥出雲町の乳幼児等医療費の助成内容が下表のとおり拡大されますので、窓口等でのご対応をよろしくお願いいたします。

<医科・歯科>

市町村名 負担者番号	こども医療（乳幼児医療拡大分）			
	【変更前】		【変更後】	
	入院	外来	入院	外来
江津市 90320078	入院：総医療費の1割を自己負担 上限 2,000円 (小学1年～中学3年生)	外来：総医療費の1割を自己負担 上限 1,000円 (小学1年～中学3年生)	入院：総医療費の1割を自己負担 上限 2,000円 (小学1年～ <u>18歳到達後最初の3月31日</u>)	外来：総医療費の1割を自己負担 上限 1,000円 (小学1年～ <u>18歳到達後最初の3月31日</u>)
奥出雲町 90321027	入院：無料 外来：無料 (小学1年～中学3年生)		入院：無料 外来：無料 (小学1年～ <u>18歳到達後最初の3月31日</u>)	

※調剤（無料）についても18歳到達後最初の3月31日まで拡大となります。

各市町村の助成内容、自己負担限度額等については、本会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

お知らせ【中国四国厚生局島根事務所から】

酸素の購入価格に関する届出について

保険医療機関は、当該年の4月1日以降に係る酸素の診療報酬請求のため、前年の1月から12月までの間の酸素の購入実績を、当該年の2月15日までに地方厚生（支）局長に届け出る必要があります。

そのため、令和5年4月から翌年3月までの一年間において、酸素の診療報酬請求を行う保険医療機関におかれましては、下記提出期限までに「酸素の購入価格に関する届出書」を提出いただきますようお願いいたします。なお、届出がない場合は、酸素に係る費用を算定することができませんので、ご注意ください。

記

提出期限 令和5年2月15日（水）

提出先 中国四国厚生局島根事務所

住所：〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6階

TEL：0852-61-0108

提出方法 郵送、窓口提出、電子申請（※）のいずれか（FAXでの受付は行っておりません。）

※電子申請を利用する場合は別途申し込みが必要です。

届出様式 中国四国厚生局ホームページ（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html）に様式（Excel版及びPDF版）を掲載しています。

記載要領 中国四国厚生局ホームページ（上記アドレス）へ令和5年1月頃に掲載予定です。

その他 インターネット環境にない保険医療機関は、上記提出先へ届出様式等の送付をご依頼ください。